

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立小倉東高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

15

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうる、そしてどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒一人一人の尊厳が守られ、いじめが起こらないための未然防止に全ての教職員が取り組む必要がある。本校におけるいじめ防止などのための目標を次のように定め、いじめの未然防止に努めていく。

生徒が友人や教職員と信頼できる関係を作り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる安心・安全な学校づくりを推進し、併せて生徒に集団の一員としての自覚を育成する。また、生徒に本校の校訓・校是である「美しい心 努力する力」を基として、教育目標に掲げる「情熱」、「責任」、「敬愛」の精神を育成するとともに、人間の尊厳に対して敬愛の念をもち、情操豊かな人間性を基として「共生」の時代を担うことのできる社会性の育成に努める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめ防止のためには、教職員全員が共通理解の下で、いじめを絶対に許さない確固たる信念でいじめを見抜き、いじめを未然に防止するための具体的な行動をとるための高い判断力や指導力をもつことが必要である。また、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え顧問が指導を行う必要がある。それらの能力の向上のために、教職員の資質向上に向けた適切な研修を行う。

また、全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。発達障がい、性同一性障がい等についても研修を実施し、教職員等への正しい理解を促進する。具体的な方策として、以下の中から適切に研修を計画し実施する。

①教職員の指導力や認知能力向上を図る研修

- ・いじめ問題に関する基本的な考え方（いじめの定義、いじめの基本認識）
- ・未然防止のための環境づくり（居場所づくり、絆づくり、自己有用感の育成）
- ・人権感覚の育成
- ・発達障がいや性同一性障がい、また海外から帰国した生徒等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る

②いじめの早期発見・いじめへの対処に関する研修

- ・いじめ対応の基本的な流れ
- ・早期発見の手立て
- ・いじめ発見のきっかけとその後の対応（事例研修）

③人権学習に関する研修

④生徒が安心・安全に学校生活を送るために

- ・全ての生徒が参加・活躍できるための授業改善
- ・授業規律の確立
- ・生徒が安心できる居場所づくり、主体的な活動を通しての絆づくりを促す働きかけ
- ・自ら気づく・学ぶ機会の提供と自己有用感の獲得を図る

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは教職員や保護者など大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識した上で早期発見に努める。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを軽視することがないように積極的に認知して対応することが重要である。日頃からの生徒の様子を観察や生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行う。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめ早期発見のための措置として以下のことを実施し、いじめの実態把握に取り組む。

- ・ いじめの認知に関する校内研修の充実
- ・ 教育活動のあらゆる場面で、生徒の様子が気になったり、生徒間のトラブルを見かけたりしたときに、教職員全員が情報共有できる体制を整える。
- ・ 「いじめに特化したアンケート」（無記名または記名）、「学校生活アンケート」のいずれかを月1回必ず実施し実態を把握する。（「無記名アンケート」学期に1回以上。「学校生活アンケート」学期に1回以上）
- ・ 三者面談前に、「家庭用チェックリスト」を配付し、保護者と連携して家庭における生徒の実態把握に努める。
- ・ 定期的な相談週間を設け、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 授業、部活動、個人面談、家庭訪問等を通して、生徒の変化や配慮を要する生徒に関する実態把握を行い、その生徒情報をいじめ対策委員会、生徒部会議、学年会議、職員会議などの機会を積極的に利用し関係職員以外にも伝達し、全職員で生徒情報を共有する。
- ・ 相談ポストを活用していじめの兆候や実態などについて把握する。
- ・ 生徒の保健室やSC利用状況を定期的に把握する。
- ・ 「24時間子供SOSダイヤル」など、相談窓口を周知する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能となるよう速やかに組織的に対応する。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによる

ことなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

「いじめられていることを表出できない生徒」や「インターネットやSNS等を利用したいじめ」も増えているため、日頃からの生徒の様子を観察や生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行うことで情報を共有する。

教職員全員で共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせ指導にあたる。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、直ちに事実関係を確認し、その生徒の安全を確保する。
- ・ 教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを踏まえ、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、まず、いじめ対策委員会に報告し、教職員の情報共有し対応する。
- ・ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。
- ・ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
- ・ 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどし、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 事実確認については、いじめ行為に至った経緯や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。
- ・ 短時間で正確な事実の把握に努めるため、管理職等の指示のもと複数の教職員で対応し、情報を共有し、正確に実態把握をする。
- ・ 事実確認の結果は、管理職が責任を持って県教育委員会に報告するとともに、教職員が被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ 学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署（小倉南警察署）と相談して対処する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（小倉南警察署）に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ いじめられた生徒から聴取した事実関係は、家庭訪問等により迅速に保護者に伝える。
- ・ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り

不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた生徒を別室において指導したり、状況に応じて特別指導措置をとるなどして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員、教員経験者、警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめられた生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症のケアを行う。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促すことを目的に、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加えることも考えられる。

学校教育法 第11条[児童、生徒等の懲戒]

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気をもてるよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成する。
- ・ いじめの解決とは、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを

もって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しては、三者面談等での啓発や外部専門家などを利用した講演会などを実施し、生徒の利用実態や動向などを周知し、積極的に理解を求める。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等による名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め対応する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（小倉南警察署）に通報し、適切に援助を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消するとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめ対策委員会において校長が判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」P32

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、上記のような重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会を通じて県知事に事態発生について報告する。その後、事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
 - ・ いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、県教育委員会からの指導・支援を受け、関係機関とより適切に連携し対応する。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聞き取り調査等が考えられる。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果は、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

上記の組織は、組織的対応の中核として機能するように、管理職、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭や人権教育に関わる教職員などから構成する。学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などに関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための役割を担う。

具体的には、

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校のいじめの問題への取組状況を評価する。いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的または必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）について検討し、必要に応じて改善を図る。

以下の項目を達成目標とし、いじめ対策委員会で分析・検証し、必要に応じて改善を講じる。

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境であったか。
- ② いじめの早期発見のための措置が十分であったか。
- ③ いじめの発見・通報を受けたときの初期対応が十分であったか。
- ④ いじめられた生徒又はその保護者に対する支援が十分であったか。
- ⑤ いじめに関する研修を通して、いじめに対する教職員の意識向上が図られたか。